

I・O DATA LCD SupportPack
ご利用の手引き

NECフィールディング株式会社

はじめにお読みください

このたびは、アイ・オー・データ機器製液晶ディスプレイのハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「I・O DATA LCD SupportPack」(以下「本パック」といいます。)をお買い上げいただきありがとうございます。

本パックに基づくサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本パックの開封後、すぐに次のことをごこなっていただきますようお願いいたします。

本パックは、法人ユーザさま向けの商品です。

1. 本パックの内容物をご確認ください。

本パックの内容物は次のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認ください。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- ① I・O DATA LCD SupportPack ご利用の手引き(本書)
- ② I・O DATA LCD SupportPack お客さま登録カード(お客さま情報とご利用の機器を当社に登録するカード)
- ③ 返信用封筒(お客さま登録カードを返送するための封筒)

2. 本書の内容にご同意できることをご確認ください。

本書の内容にご同意いただけない場合は、お買い上げから 14 日以内に本パックをご購入元にご返却ください。領収書その他の購入を証するものと引き換えに本パックの購入代金をお返しいたします。

3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器と本パックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合でも、**お支払い済みの代金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの実施期間は、後記「I・O DATA LCD SupportPack サービス内容と条件」の「3. 本サービスの提供期間」に記載のとおりです。

4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さま情報の登録が必要です。

同梱の「I・O DATA LCD SupportPack お客さま登録カード」(以下「お客さま登録カード」といいます。)に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器の保証書コピーとともに、**本パックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で本書末尾に記載のサポートパック登録受付センター宛にご返送ください。**お客さま登録カードに基づく登録が、お客さまが本サービスを受ける条件になります。万一上記の期間内にご返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

(ご注意)

保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの(対象機器の領収書等)の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体のアイ・オー・データ機器における出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

5. 消費税率変更時の税差額の負担について

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更(増加)があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

I・O DATA LCD SupportPack サービス内容と条件

目次

第1章 対象機器.....	- 1 -
1. 対象機器.....	- 1 -
第2章 登録.....	- 1 -
1. 登録申請.....	- 1 -
第3章 本サービスの内容および契約条件.....	- 2 -
1. 本サービスの内容.....	- 2 -
2. 除外作業.....	- 2 -
3. 本サービスの提供期間.....	- 4 -
4. 本サービスの提供時間帯.....	- 4 -
5. お客さまの負担する費用.....	- 4 -
6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い.....	- 4 -
7. お客さまの協力.....	- 4 -
8. 責任の制限.....	- 5 -
9. 老朽化装置の取扱い等.....	- 5 -
10. 対象機器の所有権.....	- 5 -
11. 設置場所の変更.....	- 6 -
12. 再委託.....	- 6 -
13. 秘密保持.....	- 6 -
14. 権利義務の譲渡禁止.....	- 6 -
15. 損害賠償.....	- 6 -
16. 本サービスのご利用中止.....	- 7 -
17. 本サービスの提供中止.....	- 7 -
18. 反社会的勢力の排除.....	- 7 -
19. 存続条項.....	- 8 -
20. 合意管轄.....	- 8 -
21. 協議.....	- 8 -

第1章 対象機器

1. 対象機器

本サービスの対象機器は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置されたアイ・オー・データ機器製液晶ディスプレイ1台、および本体付属の添付品（映像・音声ケーブル等）（以下「対象機器」といいます。）です。

ただし、対象機器の使用時間※が30,000時間以内の機器に限ります。

※使用時間：画面が点灯している状態の積算時間です。スタンバイ時や電源オフ時は、使用時間に含まれません。30,000時間を超えて使用されている場合、原則として本サービスを打ち切るものとします。この場合すでにお支払いいただいた代金はお返しいたしません。

※上記対象オプションは今後変更されることがあります。

第2章 登録

1. 登録申請

- (1) 本サービスをご利用いただくには、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」に従い、お客さま登録カードによる情報登録（以下「登録申請」といいます。）が必要です。
- (2) お客さまの登録申請の不備等により登録がおこなえない場合は、お客さま登録カードの受領日から30日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。
- (3) お客さま登録カードの受領日から30日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡もおこなわない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。

第3章 本サービスの内容および契約条件

1. 本サービスの内容

- (1) 本サービスの内容は、お客さま登録カードの記載に従い、次のとおりとします。

出張修理サービス

- ・ 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の障害(対象機器の正常な使用ができない状態をいいます。以下同じとします。)が発生した旨のお客さまからのご連絡を受けた場合、その障害発生箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアを特定します。ご連絡の際は、お客さま登録カードに記載いただいたお客さま情報、対象機器の型番・製造号機を通知するものとします。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

※当社は、お客さまに対し事前通知のうえ、問い合わせ窓口の連絡先を変更する場合があります。

- ・ 交換作業

障害箇所特定の結果、対象機器の全交換または対象機器とその他の装置類を接続するケーブル(以下「ケーブル」といいます。)の交換のいずれかが必要と当社が判断した場合、技術員を派遣し、故障した対象機器またはケーブル(以下「故障機器」と総称します。)と当社が用意した代替機器(以下「代替機器」といいます。)または代替ケーブル(以下「代替ケーブル」といいます。)との交換作業をおこないます。交換後の故障機器は、当社が持ち帰るものとします。代替機器および代替ケーブルに係る費用は、本サポートパックの購入代金に含まれます。

なお、液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加等)については、障害に該当しないものとします。

- (2) 本サービスの提供にあたり使用される言語は、お客さまおよび当社ともに日本語とします。
(3) 本サービスの一部または全部につき、対象機器の製造元の都合により事前の通知なく変更される場合があります。

2. 除外作業

次の各号に定める作業は、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合は、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の額その他の必要事項を決定し、当該作業をおこないます。また、(5)～(9)に定める作業については、その実施が可能な場合は、別表に定める料金表によりこれをおこないます。

- (1) 対象機器の新設、増設、移設および撤去に関する作業および立会い
- (2) お客さまの要求による対象機器の改造
- (3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転
- (4) バッテリ、用紙、記録媒体、1次電池、その他の消耗品の供給
- (5) 部品が自然消耗、磨耗、劣化し、または使用頻度、経過時間、使用環境等に関するアイ・オー・データ機器所定の基準を超えた場合における修理
- (6) 天災、地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (7) 「7. お客さまの協力」(1)⑦に定める設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (8) 当社またはアイ・オー・データ機器の指定品以外の消耗品および記録媒体の使用または消耗品および記録媒体の保管不備により生じた故障の修理
- (9) お客さままたは第三者による輸送、移動時の落下、衝撃等、対象機器の不適切な使用または取扱いにより生じた故障の修理
- (10) LAN 接続、接続機器に起因する場合の本サービスの提供
- (11) 取り外し、取り付け以外の現地調整作業
- (12) 当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する事故の調査および故障の修理
- (13) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (14) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (15) 障害復旧修理の実施後における、対象機器を含むシステムの稼働状況の確認
- (16) 対象機器の代替機の貸し出し
- (17) 当社の供給によらないオプション機器、補助部品、付属品等の修理

- (18) 対象機器に関する教育の実施
- (19) お客様が対象機器に対しおこなった個別設定の復旧作業、お客様が開発したアプリケーションの復旧作業およびお客様データの復旧作業
- (20) 機器の故障原因の報告
- (21) 予備品の調達、保管
- (22) 対象機器が、当社またはアイ・オー・データ機器の指定する設置条件※以外の方法(天井吊りまたは壁掛けを含むがこれに限らない)で設置されている場合の本サービスの提供
 - ※ 設置条件: 卓上設置または床設置であり、かつモニターの中心が床面から 1.7m 以内の高さに設置すること
- (23) 前各号に定めるほか、本章1. に含まれない作業

3. 本サービスの提供期間

- (1) 本サービスの提供期間は、お客さまのご登録申請日にかかわらず、対象機器のご購入日から、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。
- (2) 最長保守契約期間は 5 年間となります。

4. 本サービスの提供時間帯

- (1) 対象機器に障害が発生した旨のご連絡の受付時間帯は、24 時間 365 日です。
- (2) 上記(1)で受け付けたご連絡に基づき当社が本サービスを実施する時間帯(以下「保守作業時間帯」といいます。)は、お客さま登録カードの「対応時間」および「起算曜日」に記載されたとおりとします。なお、お客さま登録カードに「提供期間起算曜日」の指定がなかった場合は、月曜日を起算曜日とします。
- (3) 当社は、本サービスのうち「1. 本サービスの内容」(2)交換作業については、保守作業時間帯に含まれる日(当社営業日に限ります。)の 8:30～17:30 に「1. 本サービスの内容」(1)のご連絡を受け付けた場合は、ご連絡から原則として当日に行います。ただし、次の各号の一に該当する場合は、翌日以降の対応となる場合があります。
 - ・現地到着まで、または現地到着後作業完了までの間に保守作業時間帯外となることが見込まれる場合
 - ・現地到着までに交通事故、渋滞が発生した場合
 - ・悪天候、天災地変その他不可抗力等が発生した場合
 - ・修理用部品の一時的な在庫切れによる場合
- (4) 上記(3)にかかわらず、当社は、対象機器の故障の重要度、緊急度が高いと判断した場合は、お客さまの承諾を得たうえで、保守作業時間帯外であっても本サービスを実施するものとします。この場合、お客さまは、別表に定める料金表に基づきその料金を当社に支払うものとします。ただし、当社が下記「12. 再委託」に基づき本サービスの実施を第三者に再委託している場合は、当該作業の要否は当該第三者(以下「再委託先」といいます。)の判断によるものとし、また、お客さまは、当該作業の料金を再委託先に支払うものとします。

5. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- ① 電力料および水道料
- ② 通信費(当社からお客さまへの通信に要する費用を除きます。)
- ③ 記録媒体(お客さまのシステムにてエラー等を記録する媒体)その他の消耗品にかかる費用
- ④ 本サービスをおこなうため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合は、その交通費、宿泊費および日当
- ⑤ 液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加等)が生じた場合の対応費用
- ⑥ 設置制限製品が、サービス対象設置方法以外の方法で設置されていた場合、本サービス提供のために、設置制限製品をサービス対象設置方法で再設置する費用

6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い

- (1) お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、お客さまが自己の費用と責任において本書の内容につき対象機器の所有者の承認を得るとともに当社が本サービスをおこなうために必要な措置をとるものとします。
- (2) お客さまが上記(1)の対応をおこなわなかった場合、当社は本サービスの実施義務を免れるとともに、これにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。

7. お客さまの協力

- (1) お客さまは、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を、自己の費用と責任で実施し、または承諾するものとします。
 - ① 技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めること

- ② 本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止すること
 - ③ 本サービスに必要な資料、情報、作業場所、消耗品および対象機器の障害復旧作業に必要な設備(ディスプレイ装置、クライアントPC、コンソール、キーボード、マウス等)を技術員が操作可能な場所に準備し、提供すること
 - ④ 本サービスに必要な計測機器等を対象機器の設置場所に設置または取り外すことを認めること
 - ⑤ 本サービスのために対象機器に同梱されていたソフトウェアの記憶媒体を必要とする場合は、当該媒体を当社に提供すること
 - ⑥ 対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施にともなう対象機器の停止／再起動等によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくものとし、かかる措置を怠った場合、当社は一切責任を負わないこと
 - ⑦ 対象機器本体に添付のマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常にその環境を整備、維持すること
 - ⑧ 対象機器を正しく運用するために、対象機器に関する操作マニュアル等で指定された日常保守・操作手順等を遵守すること
 - ⑨ 本サービスを受けるために必要な情報(お客さま情報、型番・製造号機を含む)を管理すること
 - ⑩ 障害復旧までの間、当社が必要と判断した場合、お客さまは一時的な手順または対策を用いること
- (2) お客さまは、上記(1)③の資料および情報について、本サービスに必要な範囲で複製することおよび再委託先に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

8. 責任の制限

- (1) 当社は、対象機器の障害にともない発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。)は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- (3) 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- (4) 上記(2)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- (5) 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- (6) 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破壊、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

9. 老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であると当社が判断した場合は、お客さまと当社の間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

10. 対象機器の所有権

本サービスの提供に用いる代替機器および代替ケーブルは再生品である場合がありますが、故障機器と機能的に同等のものを使用します。代替機器および代替ケーブルの所有権は、故障機器との交換をもって、お客さま(または故障機器の所有者)に移転し、交換された故障機器の所有権は当該交換をもって当社に移転するものとします。

11. 設置場所の変更

お客さまは、対象機器の設置場所を変更する場合は、変更日の 14 日前までに、変更後の設置場所と変更日を、本書末尾に記載のサポートバック登録受付センターに書面により通知するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

12. 再委託

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。また、当該第三者（以下「再委託先」といいます。）が、その受託した業務を別の第三者に更に委託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

13. 秘密保持

- (1) お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービス提供期間終了後 3 年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報としてあつかわないものとします。
 - ① 一般に入手できる情報
 - ② 知得時にすでに保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- (3) 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報（個人情報保護法に定める個人情報をいいます。）を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。
- (4) 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲でお客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。
- (5) 第 1 項の規定にかかわらず、お客さまおよび当社は、政府機関、裁判所等（以下「公的機関等」といいます。）から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

14. 権利義務の譲渡禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本パックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとします。

15. 損害賠償

- (1) お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償となる損害の範囲は、相手方に現実に発生した直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。
- (2) お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限りおこなうことができるものとします。

16. 本サービスのご利用中止

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が「17. 本サービスの提供中止」の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払い済みの代金は、減額、返金いたしません。

17. 本サービスの提供中止

- (1) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
 - ① 「18. 反社会的勢力の排除」の規定に違反したとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
 - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (2) 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行った後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
- (3) お客さまは、自己が第1号各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

18. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。また、「13. 秘密保持」の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であったこと
 - ② 反社会的勢力を利用したこと
 - ③ 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与する等反社会的勢力の維持運営に協力したまたは関与したこと
 - ④ 反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含みます。)
 - ⑤ 前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、当社に対し法的な責任を超えた不当な要求行為をおこなうこと
- (2) お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、上記(1)に基づき本サービスの提供を中止した場合は、これにより被った損害の賠償をお客さまに請求することができるものとし、また、これによりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、お客さまが「18. 反社会的勢力の排除」(1)各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査をおこなうことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

19. 存続条項

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- ①「8. 責任の制限」
- ②「13. 秘密保持」
- ③「14. 権利義務の譲渡禁止」
- ④「15. 損害賠償」
- ⑤「16. 本サービスのご利用中止」
- ⑥「17. 本サービスの提供中止」(3)
- ⑦「18. 反社会的勢力の排除」(3)
- ⑧「19. 存続条項」
- ⑨「20. 合意管轄」

20. 合意管轄

本サービスに関連して発生したお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

以上

別表

保守作業時間帯外の作業および除外作業に関する料金表

作業費 ＜税別＞	作業時間帯	基本料金 ＜税別＞	加算料金 ＜税別＞
	8:30～17:30	12,000 円	3,000 円
	17:30～21:00	14,400 円	3,600 円
	21:00～翌 8:30	16,800 円	4,200 円
日当・宿泊費	当社の規定による		
交通費	実費相当額		
部品代	実費(ただし、保守作業時間帯外の作業の場合は除きます)		

- (1) 上記の料金は、当社の技術員が 1 名で対応した場合の料金です。
- (2) 上記の基本料金は出勤から 1 時間までの料金、加算料金は 1 時間以上の場合 15 分毎に加算する料金とし、全曜日とも共通の料金とします。作業の継続により次の作業時間帯に入った場合は、次の作業時間帯の加算料金を適用するものとします。
- (3) 上記料金算定の時間は、当社または再委託先の技術員が保守センターから出勤し作業が完了するまでの時間とします。
- (4) 当社が 2 名以上の技術員による対応が必要であると判断した場合は、当社は当該サービス料金を別途見積り、お客さまの承認を得るものとします。

返送先とお問い合わせ先

1. お客さま登録カードの返送

〒210-0011

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目6番3号

お客さま登録カード受付センター

2. 本サービス全般に関するお問い合わせ窓口

NECフィールディング株式会社

サポートパック登録受付センター

E-mail fspack-tws@fildg.jp.nec.com

電話 050-3146-1140

(月～金 09:00～17:00 祝日、法律の定める休日および当社の定める休日は除く)

※ 対象機器の障害のご連絡は、別途当社がお知らせする連絡先をお願いします。

3. アイ・オー・データ機器製液晶ディスプレイ製品に関するお問い合わせ窓口

株式会社アイ・オー・データ機器

インフォメーションデスク

電話:0120-777-618

(月～金 10:00～17:00 祝日、年末年始および

株式会社アイ・オー・データ機器の夏期休業日を除く)

お客さま登録カード記入例

登録カードは手書きでご記入をお願いいたします

I・O DATA LCD SupportPack

お客さま登録カード

NECフィールディング株式会社

(商品名) I・O DATA LCD SupportPack	(型番)	(対応時間)	I・O DATA LCD SupportPack 製品シリアルNo.
-----------------------------------	------	--------	---------------------------------------

添付の「I・O DATA LCD SupportPackご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。
(お客さま情報) ※太枠内をご記入ください。

		ご記入日	20××年 △△ 月 ○○ 日
登録内容	ふりがな 法人・団体名 (必須)	登録者 (サポートバックの所有者など) にちでんしょうじ 日電商事	サービスを受ける機器の設置場所 (カスタマエンジニアが伺う場所) 同左
	ご住所 (必須)	〒108-8001 東京都港区芝5-7-1 日電ビル6階	〒
	ご所属	総務部	〃
	お役職	課長	〃
	ふりがな	にちでんたろう	〃
	お名前(必須)	日電太郎	〃
	TEL(必須)	03-3454-1111	〃
	E-mail アドレス	nichiden_taro@nec.com	
	契約期間起算曜日 (注1)	1. 日曜日 2. 月曜日 3. 火曜日 4. 水曜日 5. 木曜日 6. 金曜日 7. 土曜日	

(注1) O印で起算曜日を指定してください。起算曜日から連続6日間がサービス実施曜日となります。

(対象機器の内容) (本体情報が正しく記入されていないと保守が受けられない場

週6日間連続製品をお買い上げになり、起算曜日を「火曜日」とした場合、月曜は対応時間外扱いとなります。

型番(必須) ※1	LCD-AD172SEW
製品シリアル No (必須)	01234567 ※本体背面のシリアル Noをご記入ください。
ご購入日	20××年 △△ 月 ○○ 日 (ご購入日確認の為、納品書のコピーを添付してください)

※1 保守対象となる液晶ディスプレイの型番は、当社ホームページ https://www.fielding.co.jp/service/maintenance/supportpack/iodata_lcd/「対象機器一覧」をご参照下さい。

お名前(ご担当者さま)	TEL
法人・団体名	登録者に同じ

本サービス登録申請について不明点、確認等が生じた場合、当社からお問合せさせていただきます。

登録申請についての問合せ先: NECフィールディング(株) 050-3146-1140

受付時間 9:00~17:00 月~金(国民の祝日、法律に定める休日および NEC フィールディングが定める休日は除く)

NECフィールディングは、お客さまが本サービスに関連してNECフィールディングに届け出た情報のうち、
個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。
但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

液晶ディスプレイ製品の問合せ先: I・O DATA 機器 インフォメーションデスク 0120-777-618

受付時間: 月~金(祝・祭日は除く) 10:00~17:00

※下記欄は記入不要

受付確認 年 月 日	EDP 登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者 印			

(バーコードラベル貼付位置)

お客さま → 受付センター → 受注拠点
お客さま → 受注拠点

[保管: 契約終了後 2 年]

